

平成28年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 会議次第

日時：平成29年1月20日（金）

午前10時～11時

場所：本庁舎13階 教育委員室

- 1 開 会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 専門委員会委員、事務局紹介
- 4 会議の公開について【資料1】
- 5 議事
 - (1) 報告事項
 - ・ 平成27年度いじめの状況について（宇都宮市）【資料2】
 - (2) 協議事項
 - ・ いじめ根絶に向けた重点取組について【資料3】
- 6 事務連絡
- 7 閉 会

《 資 料 》

資料1：附属機関等の会議の公開に関する要領（一部抜粋）

資料2：平成27年度いじめの状況について（宇都宮市）

資料3：いじめ根絶に向けた重点取組について

参考資料：宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について

平成28年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 委員一覧

	職名	氏名	摘要
1	宇都宮大学教職大学院教授	青柳 宏	学識経験者
2	石神法律事務所	石神 知也	弁護士
3	宇都宮東口ストレスクリニック院長	朝信 泰昌	精神科医
4	栃木県臨床心理士会	小林 順子	臨床心理士

[教育委員会事務局参加者一覧]

	職名	氏名
1	学校教育担当次長	小堀 茂雄
2	学校教育課長	栗原 丈晴
3	学校教育課長補佐	福田 衛
4	学校教育課学校いきいきG係長	羽石 学
5	学校教育課学校いきいきG指導主事	谷黒 潤
6	学校教育課学校いきいきG指導主事	河内 哲也

附属機関等の会議の公開に関する要領（一部抜粋）

1 附属機関等の会議の公開基準

- (1) 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
 - ① 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
 - ② 当該会議において、（※）宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
 - ③ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。
- (2) 公開・非公開の決定
 - ① 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記③に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
 - ② 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
 - ③ 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

（※）宇都宮市情報公開条例（第7条抜粋）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公開することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の利権利益を害するおそれがあるもの。（以下、省略）

平成27年度いじめの状況について（宇都宮市）

1 調査の概要

(1) 名称

平成27年度いじめ，暴力行為，長期欠席（不登校）等の状況調査（宇都宮市）

(2) 調査対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

(3) 内容

「平成27年度いじめ，暴力行為，長期欠席（不登校）等の状況調査（宇都宮市）」の結果より，市立小・中学校（93校）のいじめの状況について，その結果の概要や傾向を報告するもの

2 結果の概要

(1) いじめの状況

・ いじめの件数は，小学校では平成26年度から60件増加して154件，中学校では68件増加して148件，全体では128件増加して302件であった。

※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の一部見直しについて」（平成27年8月，文部科学省）の通知の趣旨を踏まえ，初期段階のいじめや，ごく短期間に解決したいじめについても遺漏なく計上している。

・ いじめの解消率については，小学校で99.4パーセント，中学校では99.3パーセントであり，依然高い数値を維持している。

【文部科学省調査におけるいじめの定義】

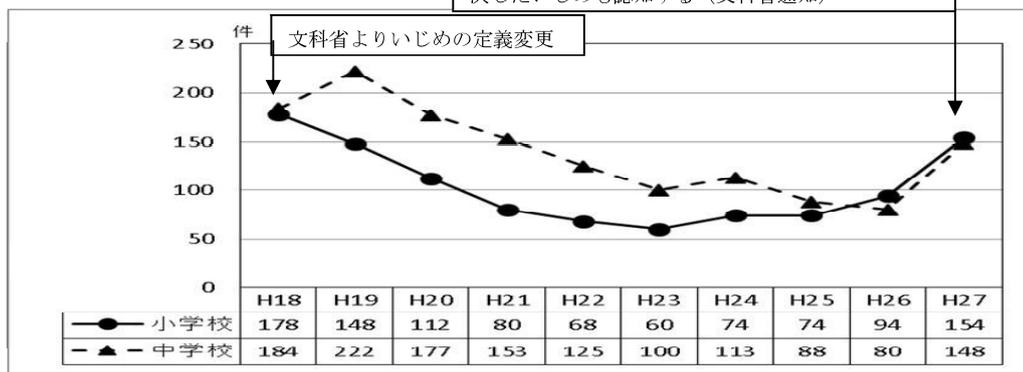
「いじめ」とは，「児童使途に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

3 結果の傾向について

(1) いじめの状況について

ア いじめの認知件数の推移

調査にあたっては，初期段階のいじめや，早期に解決したいじめも認知する（文科省通知）



【傾向】

・ いじめの件数は，小学校では平成26年度から60件増加して154件，中学校では68件増加して148件，全体では128件増加して302件であった。

イ いじめの態様別構成比 ※複数回答可

◎単位：％

区分	小学校		中学校	
	H26	H27	H26	H27
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	51.4	53.4	58.8	61.0
仲間はずれ、集団による無視をされる。	11.8	10.6	11.8	9.6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	18.1	21.6	12.7	13.5
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	5.5	3.9	2.9	2.4
金品をたかられる。	0.7	0	1.0	0.5
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	9.0	2.4	2.0	5.8
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2.8	6.2	0	3.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0.7	1.4	9.8	2.4
その他	0	0.5	1.0	1.0

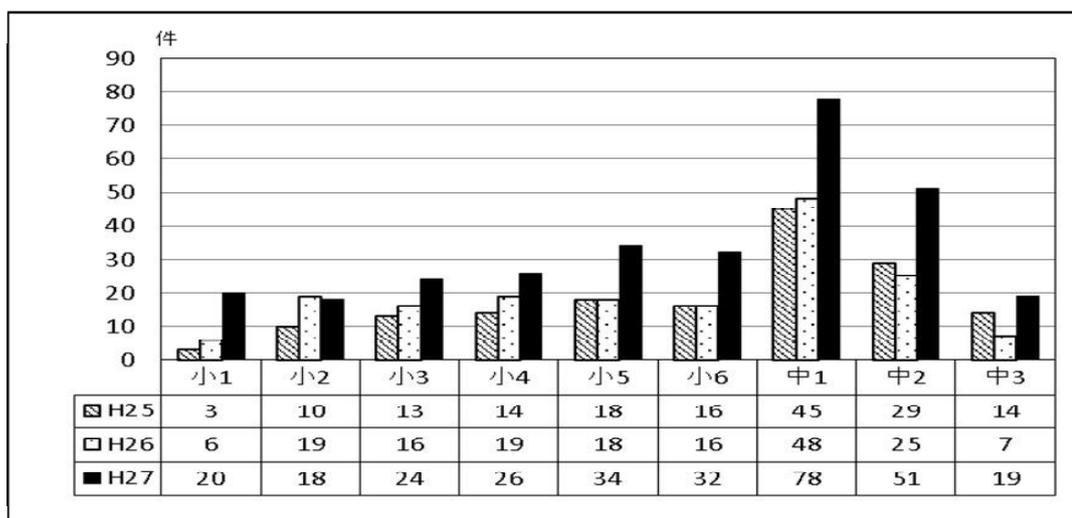
【傾向】

- ・ 小・中学校ともに「冷やかしからかい」などの『言葉によるいじめ』の割合が50パーセント以上を占めており、平成26年度と同様の傾向となっている。
- ・ 「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる（ネットいじめ）」の件数は、小学校では2件増加して3件、中学校では5件減少して5件であった。

【携帯電話等所持率とネットいじめの件数】

	項目	平成26年度	平成27年度
小学校	携帯電話等所持率	31.8%	33.1%
	ネットいじめ件数	1件	3件
中学校	携帯電話等所持率	56.4%	58.3%
	ネットいじめ件数	10件	5件

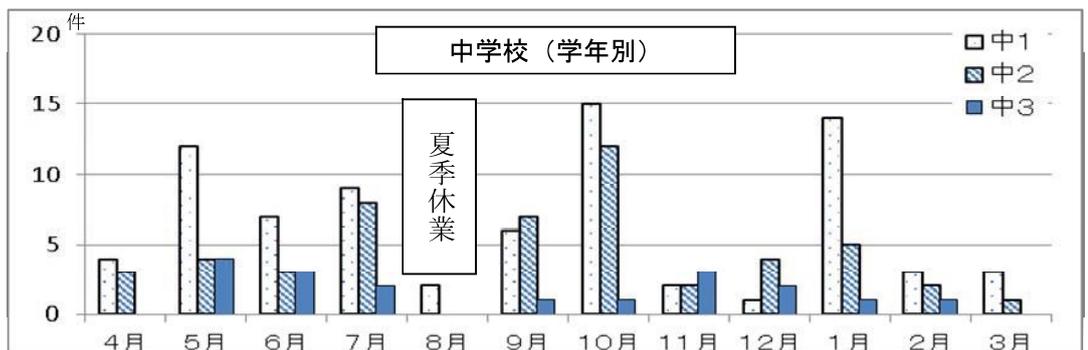
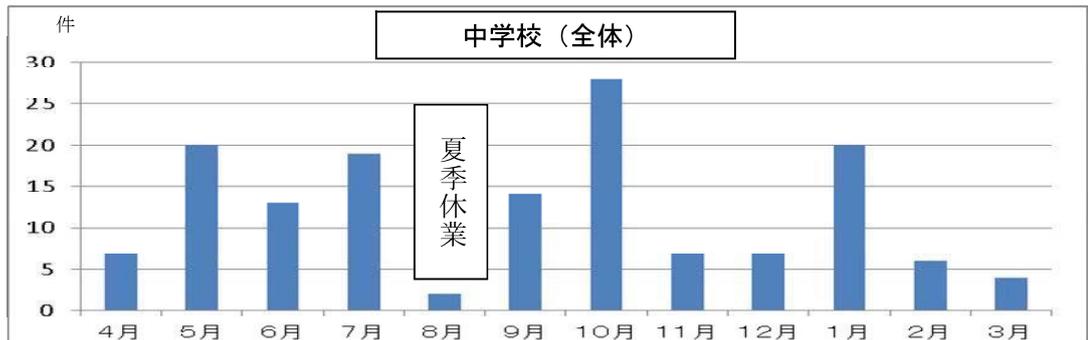
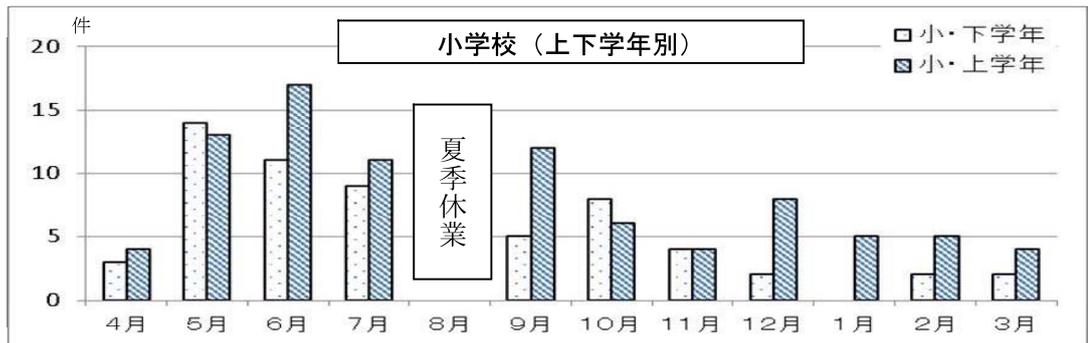
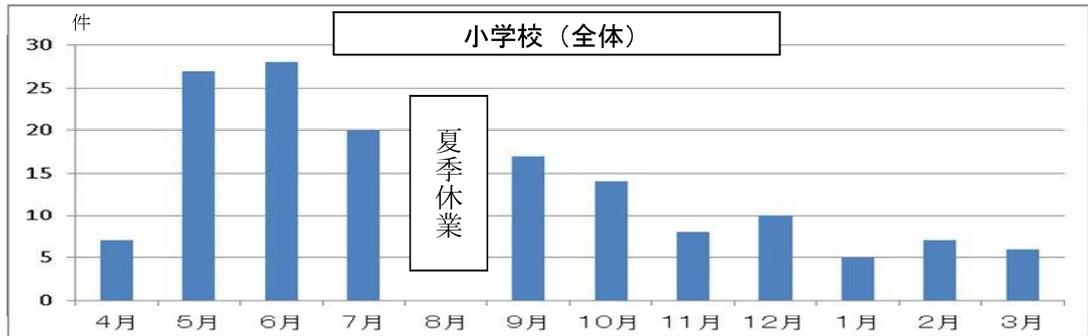
ウ いじめの学年別認知件数



【傾向】

- ・ 学年別いじめの件数については、中学1年において急増し、その後減少していくという傾向を示している。

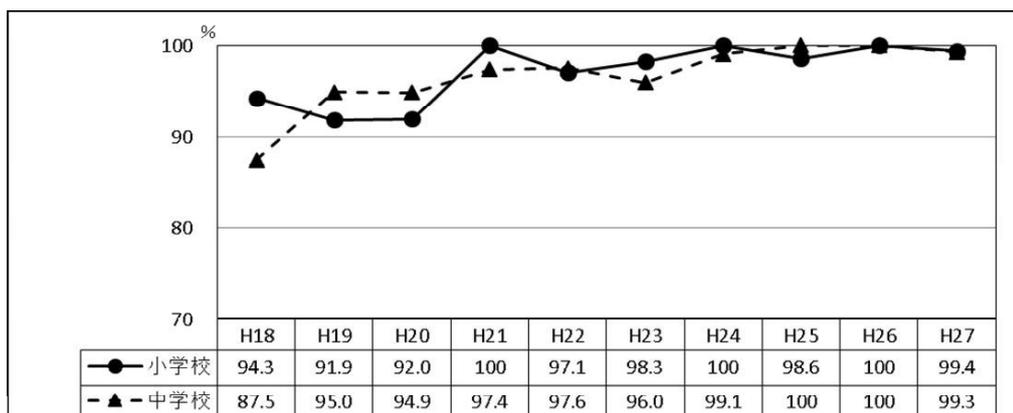
エ いじめの月別認知件数



【傾向】

- ・ 小学校では5月、6月、中学校では5月、7月、10月、1月にいじめが多く認知されている。

オ いじめの解消率の推移



◇ 「いじめの解消率」

4つの質問項目（①「解消しているもの」、②「一定の解消、継続支援中」、③「解消に向けて取り組み中」、④「他校への転校、退学等」）のうち、①・②の割合を合計したもの。

【傾向】

- いじめの解消率は、小学校で99.4パーセント、中学校では99.3パーセントであり、依然高い数値を維持している。

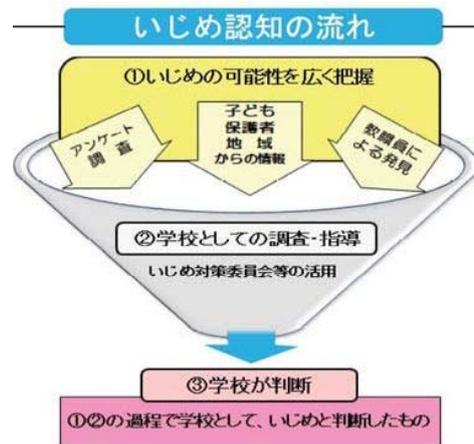
カ 成果と課題（○は成果、●は課題）

- 小中学校とも認知件数が増加したが、解消率は依然高い。
 - 文部科学省から、初期段階のものや早期に解決したもので遺漏なく認知件数に挙げるよう指示があり、教職員の認知に対する認識が高まり、件数が急増しているが、解消率は依然高い。これは、きめ細かにいじめ事案を見取り、長期化・深刻化する前に、組織的に対応した成果であると考えられる。今後も、いじめに対して組織的に対応することで、いじめの解消率の維持を図っていく。
- ネットいじめの小中学校全体の認知件数が抑えられている。
 - 携帯電話等の所持率が上がっているにも関わらず、ネットいじめの認知件数が横ばいであり、「スマホ・ケータイ 宮っ子ルール共同宣言」に基づいて、充実した啓発活動を行ってきた成果であると考えられる。
 - しかし、SNS等の普及によりいじめが見えにくくなっていることも考えられるため、学校における情報モラル教育の充実を一層図っていく。
- 年度当初や長期休業明けの認知件数が多いという傾向が見られる。
 - 5月と、9・10月に行われるいじめゼロ強調月間において、児童生徒主体の運動を推進したり、長期休業明けに合わせて、アンケートや教育相談を実施することで、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努める。
- 平成26年度から連続で、小学校の認知件数が中学校を上回っている。
 - 地域学校園内の小中の教職員が連携して対応力の強化を図ることで、低学年からの継続的な個に応じた指導の充実を図りながら、自己肯定感や自己有用感を高めるための「認め励ます教育」を推進するとともに、思いやりや規範意識を育む「心の教育」の充実を図っていく。

いじめの認知について

いじめの認知に関しては、文部科学省からの通知『平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（別添2）いじめに関する具体例』（平成27年8月25日市教委通知）や、『いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（別添資料）いじめの認知について』（平成28年4月4日市教委通知）などを参照し、事案がいじめなのかそうでないのかを組織的かつ客観的に判断することが求められ、いじめと認知した場合は保護者と連携しながら問題を解決する必要がある。

いじめ認知の考え方



栃木県教育委員会発行『「いじめ」の理解と対応—改訂版—』（平成24年12月発行）より

- ⇒ 保護者や児童生徒からのいじめの訴えがあった場合や（アンケートを含む）、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、それらすべてを即いじめとして認知・計上するのではなく、事実や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、組織的かつ総合的に、積極的かつ丁寧に判断すること。
- ⇒ 「いじめ」として疑われる事案のうち、保護者への連絡の必要性の有無を悩む事案については、当該事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」の範疇にあるのか、当事者同士が対等関係にあるのか否かなど、再度、管理職を含めた関係者による見立てや話し合いを行うこと。

宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について

1 目的

本市のいじめ、体罰、不当要求その他の学校教育における問題について、現状に基づく対策や今後の方向性について、専門的見地から協議を行うとともに、必要に応じて、いじめの重大事態に係る調査を行う。

2 構成員

(1) 委員（任期：2年）

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	あおやぎ ひろし 青柳 宏	宇都宮大学教職大学院 教授
弁 護 士	いしがみ ともや 石神 知也	栃木県弁護士会（子どもの権利委員会）
医 師	あさのぶ やすまさ 朝信 泰昌	精神科医 宇都宮東ロストレスクリニック院長
臨床心理士	こばやし よりこ 小林 順子	栃木県臨床心理士会

(2) 臨時委員

- ・ 事案の特性に応じた学識経験者（重大事態発生時のみ）

※ 事務局：学校教育課学校いきいきG

3 開催時期

- (1) 定期会議 年1回
- (2) 臨時会議 事案発生時

4 内容

(1) 定期会議

本市のいじめ、体罰等の現状に基づく対策や今後の方向性について報告し、効果的な推進について専門的見地から助言を受けるなどの意見交換を行う。

(2) 臨時会議

教育委員会からの要請を受け、いじめの重大事態に係る調査を行う。

【重大事態の定義】市いじめ防止基本方針第5章による

ア いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

ウ 上記に関わらず、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき